

藤沢市教育委員会 7月定例会会議録

日 時 2017年（平成29年）7月19日（水）
午後3時30分
場 所 森谷産業旭ビル4階 第1会議室

- 1 開 会
- 2 会議録署名委員の決定
- 3 前回会議録の確認
- 4 請 願
 - (1) 「特別の教科道徳・教科書採択」についての請願
- 5 教育長報告
 - (1) 臨時代理の報告について（藤沢市奨学金給付審査委員会委員の委嘱又は任命について）
 - (2) 平成29年6月藤沢市議会定例会の開催結果について
- 6 議 事
 - (1) 議案第14号 藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について
 - (2) 議案第15号 藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について
- 7 閉 会

出席委員

1 番 平 岩 多恵子
2 番 小 竹 伊津子
3 番 中 林 奈美子
4 番 大 津 邦 彦
5 番 飯 島 広 美

出席事務局職員

教育部長	村 上 孝 行	教育次長	小 林 誠 二
生涯学習部長	秋 山 曜	教育部参事	神 原 勇 人
生涯学習部参事	塩 原 彰 子	教育部参事	松 原 保
教育部参事	小 池 規 子	学校施設課長	山 口 秀 俊
学校給食課長	板 垣 朋 彦	文化芸術課長	横 田 隆 一
教育指導課主幹	窪 島 義 浩	生涯学習総務課 主幹	山 口 雄 賢
生涯学習総務課 課長補佐	峯 千 鶴	文化芸術課 課長補佐	井 澤 邦 章
書 記	西 山 勝 弘		

平岩教育長 ただいまから藤沢市教育委員会7月定例会を開会いたします。
会議の開催にあたりまして、藤沢市教育委員会傍聴規則第6条第4項に
あります写真撮影について、報道機関から事前に申請がございましたので、
これを許可することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、会議録署名委員を決定いたします。本日の会議録に署名する
委員は、2番・小竹委員、3番・中林委員にお願いしたいと思いますが、
ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、本日の会議録に署名する委員は、2番・小竹委員、3番・
中林委員にお願いすることといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、前回会議録の確認をいたします。
何かありますか。

特にないようですので、このとおりの承することにご異議ありませ
んか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、このとおりの承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 次に教育委員会に対し請願が提出されておりますので、「特別の教科・
道徳 教科書採択について」の請願を議題といたします。書記の説明を求
めます。

西山主幹 請願1 「特別の教科・道徳 教科書採択について」の請願についてご
説明いたします。請願者は、みんなの教育・ふじさわネット 代表 松本
一郎氏でございます。請願内容については、議案書1ページの請願書に記
載のとおりでございます。なお、請願者から藤沢市教育委員会会議規則第
9条に基づく意見陳述の申立てがございましたので、ご報告申し上げます。
以上です。

平岩教育長 書記の説明が終わりました。藤沢市教育委員会会議規則第9条第3項に
おいて、「会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、
教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。」と規定さ
れております。請願者からの意見陳述を許可するかどうかについて、ご意
見をお願いいたします。

飯島委員 特別の教科・道徳 教科書採択について」の請願は、大変丁寧に書かれ
ていて請願の趣旨もよくわかりますし、請願の項目についてもよく理解が
できます。口頭による意見陳述を希望しているということですが、そこま

では必要がないとありますが、いかがでしょうか。

平岩教育長

ただいま、飯島委員から趣旨内容については説明をいただかなくても、請願の内容を読むことで十分に理解できるとの発言がございましたが、皆様、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長

それでは、意見陳述についてでございますが、藤沢市の教科用図書の採択方針においても、教科書採択については、静ひつな採択環境のもとで教育委員会の責任と権限において、公正かつ適正な採択を行うこととされており、また、今、飯島委員からも所有者内容は十分に理解できるということで、私たちに任せていただくということで、意見陳述は不許可とすることによりよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長

それでは、意見陳述につきましては、不許可とすることといたします。次に、請願に対する事務局の説明を求めます。

松原教育部参事

それでは、「特別の教科・道徳 教科書採択についての請願」について、ご説明いたします。請願事項は3点ございます。1点目は、教科書採択審議委員会の結果を踏まえ、各学校から提出された教科用図書の調査書の内容を尊重して採択してほしいというもの。2点目は、子どもたちの発達段階に応じて工夫ができ、多様な考えを尊重できる教科書を採択してほしいというもの。3点目は、平和学習や国際教育に関連づけて、人権の視点を重視した教科書を採択してほしいというものでございます。

請願事項の1点目につきましては、平成30年度使用藤沢市教科用図書の採択方針にのっとり、藤沢市教科用図書採択審議委員会に諮問を行い、審議委員会での審議内容を答申するとともに、各学校長に教科用図書の調査・研究を行わせ、教科用図書調査書を提出させております。

また、請願事項の2点目及び3点目につきましては、藤沢市教科用図書採択審議委員会が調査員に調査資料を作成させる際や、各学校長が自校の教員に教科用図書調査書を作成させる際に観点を示し、その観点に関連づけて調査研究をさせており、調査資料や教科用図書調査書の中でも示されております。いずれにいたしましても、請願で提出されました内容につきましては、神奈川県教育委員会の平成30年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針及び本市の採択方針で示されている考え方に示されております。教育委員は教科書見本本の内容と採択のために作成されたさまざまな資料について研究を行い、採択権者としての判断と責任において決定していくものでございます。以上で、「特別の教科・道徳 教科書採択」についての請願の説明を終わります。

平岩教育長 請願に対する事務局の説明が終わりました。これから審議に入ります。ご意見をお願いいたします。

大津委員 ただいまの事務局からも説明がありましたけれども、採択方針の中で静ひつな採択環境を確保するという、それから公正かつ適正な採択を行うということになっておりまして、そのために教育委員で採択の権限を持たせていただいていると理解しております。このことから今回の請願については不採択と考えておりますので、よろしくお願いいたします。

小竹委員 教科用図書採択については、私たち教育委員は採択権者としての責任において、静ひつな環境の中で行ってまいりたいと思いますので、不採択とさせていただきたいと思います。

中林委員 私も2人の意見と同じでして、今年度の藤沢市の教科用図書採択方針に基づき、さまざまな資料を読ませていただき、公正かつ適正に採択していきたいと考えておりますので、今回は不採択としたいと思います。

飯島委員 私も同じでございます。現在、8社の教科書を1社ずつ読んでおります。判型の大きいもの、小さいもの、それから共通教材がどの程度使われているかということ、それと発問等を勘案して45分間の授業でできる教科書、そして資料として優れている教科書、そういうものを我々の権限で選んでいきたいと思っておりますので、不承承でお願いしたいと思っております。

平岩教育長 皆様からご意見をいただきました。まず、請願で提出された内容につきましては、先ほどの事務局の説明において、神奈川県教育委員会の平成30年度義務教育諸小学校教科用図書の採択方針及び本市の採択方針の中に示されている考え方に含まれているという説明がございました。また、本市の採択方針の基本的な考え方において、委員の皆様からご意見が出ているように、静ひつな採択環境の中で採択権者である教育委員会の判断と責任において、公正かつ適正に採択を行うとされていることがございます。以上の理由から本件につきましても、採択するためのさまざまな資料の1つであるということで不採択とさせていただくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

平岩教育長 それでは、不採択といたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 続きまして、教育長報告を行います。

臨時代理の報告について(藤沢市奨学金給付審査委員会委員の委嘱又は任命について)、報告の内容について事務局から説明をお願いします。

村上教育部長 それでは、臨時代理の報告について、ご報告申し上げます。教育委員会会議の議案として提出すべきところ、臨時会を開催する暇がなく緊急やむ

を得ない事情だったことから、藤沢市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月30日付で臨時に代理したものです。このことから同規則第3条第2項の規定により、教育長が臨時に代理した場合においては、次の教育委員会の会議に報告しなければならないことから、本日、ご報告させていただくものです。

議案書2ページをご覧ください。

藤沢市奨学金給付審査委員会委員の委嘱又は任命についてでございます。藤沢市奨学金給付審査委員会は、奨学金の給付対象者の選考、その他必要な事項を審査するため、藤沢市奨学金給付審査委員会規程第1条の規定に基づき設置するもので、委員長、副委員長を含め最大10人で組織するとしております。そのため議案書記載の8名の方について新たに藤沢市奨学金給付審査委員会委員に委嘱し、または任命したものです。任期は2年間で、2017年（平成29年）7月1日から2019年（平成31年）6月30日までとなります。

それでは、臨時代理書を読み上げます。（議案書朗読）

平岩教育長 ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告のとおり了承することといたします。

×××

平岩教育長 「続きまして、（2）平成29年6月藤沢市議会定例会の開催結果についてでございます。報告の内容については事務局から説明をお願いいたします。

村上教育部長 それでは、平成29年6月藤沢市議会定例会の開催結果について報告いたします。6月市議会定例会は、6月5日から6月23日までの19日間で開催されました。6月12日に開催された子ども文教常任委員会については、教育委員会に関係する案件はございませんでした。

次に、一般質問についてでございますが、7人の議員から教育委員会に関連する質問がございました。

はじめに、民主クラブの 竹村 雅夫 議員の件名1「「つながりの貧困」への取り組みについて」の要旨1「「ヤングケアラー実態調査」を踏まえた今後の取り組みについて」では、学校現場における「介護やケアを担う子どもがいる」という認識及び藤沢市の全教員を対象に行われた調査結果を踏まえ、市として行うヤングケアラー支援の検討の必要性について質問があり、市としては、今回の調査結果を踏まえ、次代を担う子どもたちの明るい未来に向けて、包括的・総合的な相談支援体制の構築を進めながら、家庭への支援を行っていくと答弁いたしました。

次に、件名2「「法律」の観点から見た学校の課題について」の要旨1「「6割が過労死ライン越え」と言われる教職員の時間外勤務の解消について」では、市教育委員会における教員の勤務実態調査の結果から見えてきた課題と対策、あわせて労働安全衛生委員会等の客観的な立場から教員の超過勤務の問題を考える必要性について、質問があり、教育委員会としても、教職員の超過勤務については、安全衛生の面からも重要な問題であると認識しており、昨年、教職員の安全衛生管理体制を整備したことから、改善に向けて引き続き取り組んでいくと答弁いたしました。

次に、要旨2「スクールロイヤー（弁護士による学校課題サポート）制度について」では、教育委員会への顧問弁護士の配置もしくは、常勤の職員弁護士の雇用の必要性について質問があり、教育委員会としては、現行の顧問弁護士制度による対応を考えているが、社会情勢の変化等を踏まえ国や他市の取組状況を引き続き調査研究していくと答弁いたしました。

次に、日本共産党藤沢市議会議員団の山内幹郎議員の件名1「安全・安心のまちづくりについて」の要旨1「地震・津波対策について」では、学校での防災教育についての質問があり、東日本大震災以降、災害発生時に自分の身の安全を自分で守るために、考え・行動できる児童生徒を育てる教育を行っていること、防災意識の向上と効果的な防災教育を行うため、「防災講演会」を実施していることを答弁いたしました。

次に件名2「学校建設について」の要旨1「人口予測と学校整備計画について」では、学校施設の整備計画における「2020年からの検討」について質問があり、2020年度以降の計画については、2021年度からの計画となる「学校施設再整備第2期実施計画」において、財源も含め「公共施設再整備プラン」との整合性を図りながら進めると答弁いたしました。

次に、要旨2「津波浸水想定地域における学校整備について」では、鵠南小学校の再整備の経緯と基本構想の進捗状況及び今後について質問があり、校舎等の老朽化への対応及び津波避難対策の強化のため、鵠南小再整備を「学校施設再整備第1期実施計画」に位置づけ、近隣の浜見保育園及びよつば児童クラブとの一体的な整備で課題解決を図る計画としたこと、今後の進め方として、学校・保育園・児童クラブの保護者、職員、地域住民等への情報提供と意見交換により、合意形成に努めることを答弁いたしました。

次に、藤沢市公明党の阿部すみえ議員の件名2「子どもたちの未来を守るまち ふじさわについて」の要旨2「境界療育児の通級指導について」では、学校教育相談センターや通級指導教室での支援に関する保護者への情報提供方法について質問があり、教育委員会では、「藤沢の支援教育」と

いうリーフレットを入学時に全家庭に配布しており、今後、リーフレットの趣旨が各家庭に伝わり、学校教育相談センターや通級指導教室について周知が図られるよう、学校の状況に合った配布の仕方を工夫すると答弁しました。

次に、日本共産党藤沢市議会議員団の味村耕太郎議員の件名1「教育行政について」の要旨1「教育行政のあり方について」では、教育委員会制度が改正され、教育大綱が策定されたが、教育委員会の果たすべき役割について質問があり、教育委員会としては、2016年5月に策定された「ふじさわ教育大綱～学びの環・人の和・元気の輪～」の方針に基づき、市長と十分な連携を図るとともに、従前どおり教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、今後も引き続き教育行政の執行機関としての役割を果たしていくと答弁しました。

次に、市民派クラブの酒井信孝議員の件名1「教育行政について」の要旨1「防球ネット事故再発防止対策について」では、防球ネット事故の再発防止策について質問があり、教育委員会としては、子どもたちの安全を第一に考え、防球ネットの使用について各学校に対し、「強風時には使用しない」、使用時には「土嚢などで一時的に固定する」ということを周知している。また、不具合を発見した場合には、発見次第事故防止策をとり、事故の発生を防ぐよう努めると答弁しました。

次に、要旨2「教育委員会の内部統制について」では、防球ネット事故の再発防止に関して、学校現場への指示及び現場の声について質問があり、学校現場からは、生徒の活動に支障が生じない対応を望む声があり、教育委員会からは、生徒の安全確保を最優先に考えた上で、学校の実情を踏まえた現実的な対応を指示している。また、その後の実施状況については、学校から報告を受け、対応策を助言するなど連携して対応していると答弁しました。

次に、日本共産党藤沢市議会議員団の土屋俊則議員の件名1「子育て施策の充実について」の要旨2「就学援助・入学準備金の入学前支給について」では、入学前に支給する際の課題及び今後の方向性について質問があり、教育委員会としては、小学校と中学校でそれぞれ課題が異なることから、まずは中学校の新入学費用を入学前に支給することについて、県内各市との情報共有を図りながら、課題の整理をした上で進めていくと答弁いたしました。

最後に、市民クラブ藤沢の原田伴子議員の件名1「シェアでデザインするまちづくりについて」の要旨2「人や地域が交わるローカルマネジメントについて」では、学校図書館を有効活用し、地域への開放を進めることについての質問があり、学校図書館の活用については、開放している学校の先進事例等を参考にしながら、利用目的等の地域からの要望と、各学校の

図書館の設置場所や管理体制等を十分に照らし合わせ、それぞれの学校ができる形で行っていくことが望ましいと答弁しました。

以上が、平成 29 年 6 月藤沢市議会定例会の開催結果についての報告でございます。

平岩教育長 ただいまの報告につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、報告どおり了承することといたします。

÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷÷

平岩教育長 それでは、議事に入ります。

議案第 14 号藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

横田文化芸術課長 議案第 14 号藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。この議案は、藤沢市アートスペース運営協議会委員の任期が満了することに伴い、新たに委員を任命するために提案するものです。

藤沢市アートスペース運営協議会は、藤沢市アートスペース条例の規定に基づき設置するもので、アートスペースの運営及び管理について教育委員会の諮問に応じ、意見を述べる機関となっております。藤沢市アートスペース条例第 15 条の規定により、委員の定数は 7 人以内、委員の任期は 2 年となっております。委員の内訳としては学識経験者 2 名、美術関係者 2 名、画廊関係者 1 名、芸術家 1 名、市民代表 1 名でございます。また、男女の内訳につきましては、男性委員が 4 名、女性委員 3 名となっております。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

平岩教育長 生涯学習部の説明が終わりました。議案第 14 号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

平岩教育長 それでは、議案第 14 号藤沢市アートスペース運営協議会委員の委嘱については、原案どおり決定いたします。

××××××××××××××××××××××××××××××××××××

平岩教育長 次に、議案第 15 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱についてを上程いたします。生涯学習部の説明を求めます。

横田文化芸術課長 それでは、議案第 15 号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱について、ご説明いたします。

この議案は、藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の任期途中での退任に伴い、新たに委員を委嘱するために提案するものです。藤沢市民ギャラリー運営協議会は、藤沢市民ギャラリー条例第 10 条の規定に基づき設置しており、

市民ギャラリーの運営及び管理について、教育委員会の諮問に応じ意見を述べる機関となっており、その委員定数及び任期は定数7人、任期2年と定めております。現在の委員の任期は平成30年9月末日までとなっておりますが、学識経験者として社会教育委員会からご選出いただいております委員が、ご都合により同委員会の委員を辞任されたため、同委員会に対し改めてご推薦をお願いさせていただき、次期委員をご推薦いただいたことから、8月1日をもって藤沢市民ギャラリー運営協議会委員として委嘱をするものです。なお、その任期につきましては、藤沢市民ギャラリー条例第10条第4項に定める委員の欠員が生じた場合における補欠委員となるため、前任者の残任期間となります。

それでは、議案書を読み上げます。（議案書朗読）

平岩教育長

生涯学習部の説明が終わりました。議案第15号につきまして、ご意見・ご質問がありましたらお願いいたします。

特にないようですので、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

平岩教育長

それでは、議案第15号藤沢市民ギャラリー運営協議会委員の委嘱については、原案のとおり決定いたします。

以上で、本日予定いたしました審議する案件はすべて終了いたしました。

委員の方で、前回の定例会から本日までの間で報告事項のある方はいらっしゃいますか。（なし）

それでは、次回の会議については、平成30年度使用藤沢市教科用図書採択についての臨時会を8月2日（水）午後2時から、傍聴者の定員は100名、場所は市民会館第2展示集会ホールにて開催し、次回の定例会については、8月16日（水）午後3時30分から、傍聴者の定員20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催ということでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、次回の臨時会は8月2日（水）午後2時から、傍聴者の定員は100名、場所は市民会館第2展示集会ホールにおいて、また、次回の定例会は8月16日（水）午後3時30分から、傍聴者の定員は20名、場所は森谷産業旭ビル4階 第1会議室において開催いたします。

以上で、本日の審議の日程はすべて終了いたしましたので、閉会といたします。

午後4時10分 閉会